としま賃上げ促進支援金　FAQ

1.　対象期間内に複数回の賃上げを行うことで賃上げ率を満たした場合は対象となりますか？

・ 対象外です。前月比での申請のため一度で 3%以上の賃上げが必要です。

2.　対象となる事業者を教えてください。

・ 中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定されている中小企業者（個人事業主を含む）
・ 区内に本店登記を有する法人　※フランチャイズは対象外
・ 事業所を区内に有する個人事業主

3.　対象となる中小企業基本法第 2 条第 1 項に規定する中小企業について教えてください。

業種	中小企業者（いずれかを満たす場合）	
	資本金の額 または出資の総額	常時使用する 従業員(※)の数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下

・ ただし、下記要件に該当する「みなし大企業」は除外します。

◆ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業（中小企業者以外の企業）が所有している中小企業者

◆ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者

◆ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者

4.　人材確保支援金・訪問介護支援金との取り扱いは？

・ 当補助金の対象となる法人の場合は申請可能。なお、下記支援金との併給は不可とします。

◆人材確保支援金（介護サービス事業所）
◆訪問介護支援金（介護サービス事業所）
◆人材確保支援金（障害福祉サービス事業所）

5. 令和 8 年 1 月支給分の賃上げをした場合、対象となりますか？

・ 対象となります。賃上げ対象期間（令和 8 年 1 月 1 日～12 月 31 日）内に前月比3%以上賃上げし、支給していれば対象となります。

（例）〇 対象 ： 令和 7 年 12 月分の賃上げ → 令和 8 年 1 月支給
（例）× 対象外 ： 令和 8 年 12 月分の賃上げ → 令和 9 年 1 月支給

6. 複数の法人を経営している場合、法人ごとに対象となりますか？

・ 対象となります。ただし複数の法人で同じ従業員が雇用されている場合はいずれか 1 法人のみの賃上げ率が対象です。

7. 複数店舗で経営している場合、店舗ごとに対象となりますか？

・ 法人単位での申請となりますので、区内に複数店舗を経営していても申請は 1 回限りです 。
ただし、法人の代表者が個人事業主としても事業を行っている場合は、法人・個人事業主別々で申請が可能です。

8. 本店登記が区外にあり、営業所が区内にある場合、給付対象者となりますか？

・ 対象外です。区内に本店登記を有する中小企業が対象です。

9. 本店登記が区内にあり、区外の事業所・店舗に勤務している従業員は、給付対象者となりますか？

・ 対象外です。区内に所在する事業所・店舗に勤務している従業員のみを対象とします。

10. 給付対象となる従業員の条件を教えてください。

・ 対象となる法人や個人事業主に雇用されている「正規従業員（正規雇用労働者）」及び「非正規従業員（正規雇用労働者以外の労働者）」 で、賃上げ対象期間に定められた率以上の賃上げを実施した従業員。

◆正規従業員（正規雇用労働者）

期間の定めのない契約により雇用され、雇用保険、厚生年金保険に加入している者。

◆非正規従業員（正規雇用労働者以外の労働者）

「正規従業員」以外の者で、雇用保険に加入している者。

・ 常時使用する従業員とは、労働基準法第 20 条に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とし、以下に該当しない者とします。

(1)会社役員、個人事業主、個人事業主の家族従業員（専従者）
(2)日々雇い入れられる者
(3)2 か月以内の期間を定めて使用される者
(4)季節的業務に 4 か月以内の期間を定めて使用される者
(5)試の使用期間中の者

11. フリーランスの方と業務委託契約を結んで、業務の進め方や納期を細かく指示するなど、実質雇用になっている場合は対象となりますか？

・ 対象外です。

12. 「週 20 時間以上」は対象期間内に一度でも 20 時間以上働いていれば対象となりますか？

・ 対象外です。下記の両方を満たす必要があります。

◆週 20 時間以上の勤務を常態としていること

◆雇用保険の被保険者であること

13. 個人事業主の家族は対象になりますか？

・ 対象外です。
個人事業主の家族従業員は雇用保険に加入できないので要綱(第 4 条 3 項)に当てはまらないためです。

14. 個人事業の開業届を税務署と保健所に提出しているがどちらのものを提出するべきでしょうか？

・ 税務署に届けたものをご提出ください。

15. 医療法人などは対象になりますか？

・ 医療法人、特定非営利活動法人等は対象外です。
中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業が対象となります。

16. 賃上げは全社員 3%以上あげなければいけませんか？

・ 全社員の賃上げをしていただく必要はありません。
対象となるのは最大で 10 名分です。

17. 賃金台帳ではなく給与明細の提出は可能ですか？

・ 給与明細ではなく賃金台帳のご提出をお願いいたします。
賃金台帳の作成は社会保険労務士にご相談ください。

18. 対象従業員が勤務している支店が、区外であることはどのように確認するのでしょうか？

・ 労働条件通知書や賃金台帳に記載の勤務地で確認します。
所在がわかりにくい名称や、未記載の場合は、個別に確認させていただきます。

19. 基本給、時間給等の定義を教えてください。

・ 手当等を除く基本給です。基本的に賃金台帳で「基本賃金」の欄に記載される給与です。

20. 開業届を紛失しました。

・ 税務署で閲覧が可能です。
保管期限が切れている場合は確定申告書を 2 年分ご提出ください。

21. 試用期間中の従業員が本採用となり、基本給(時給)が上がる場合は対象となりますか？

・ 対象外です。
ただし本採用後に改めて基本給(時間給)が前月比 3%以上あがる場合は対象となります。

22. 育児休業等の従業員が復帰と同時に基本給を引き上げた場合対象となりますか？

・ 申請月までに復帰し、休業前の賃金と比較して引上げ後の賃金が支払われた場合は対象となります。
休業に入った年の賃金台帳もご提出ください。

23．最低賃金が上がった結果、3%以上の賃上げがなされた場合対象となりますか？

・ 対象になります。

24．キャリアアップ正社員化コースと併用可能ですか？

・ 併給不可です。
令和 8 年度に支援金その他賃上げを目的とした公的給付を受けた場合、申請できません。